

国民健康保険・国民年金の届け出はお忘れなく

春は進学や就職、退職などが多い時期です。国民健康保険に加入したりやめたりするときは、**14日以内に届け出**をしてください。

	こんなとき	届け出に必要なもの	持ち物
加入するとき	ほかの市町村から転入してきたとき	転出証明書	<ul style="list-style-type: none"> マイナンバー（個人番号） 印鑑 本人確認書類（運転免許証などの顔写真付の証明書1点、または顔写真付でない場合は、保険証、年金手帳、年金証書など、住所・氏名・生年月日が確認できるもの2点が必要） ※同時に年金の手続きを行う場合は、年金手帳や年金証書など、基礎年金番号が分かる書類をご持参ください。
	職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険・厚生年金をやめたことを証明するもの	
	職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき	被扶養者でなくなったことを証明するもの	
	子どもが生まれたとき	母子健康手帳	
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書	
やめるとき	ほかの市町村に転出するとき	国保の保険証	※窓口に来られる方と届け出が必要な方が別世帯の場合は、委任状が必要です。
	職場の健康保険に加入したとき	国保と職場の健康保険の両方の保険証（職場の保険証が未交付の場合は加入したことを証明するもの）	
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	国保の被保険者が死亡したとき	
	生活保護を受けるようになったとき	国保の保険証、保護開始決定通知書	
そのほか	市内で住所が変わったとき	国保の保険証	
	世帯主や氏名が変わったとき		
	世帯分離・合併したとき		
	修学のため、佐渡市から転出するとき	在学証明書（原本）または学生証（写し）	

加入の届け出が遅れた場合は…

保険証がないため、その間にかかった医療費は一旦、全額自己負担となります。

また、国保や国民年金への加入は、届け出が遅れたとしても加入発生の事実が生じた時点までさかのぼって加入となるため、国保の保険税や国民年金保険料もさかのぼって納めなければなりません。

やめる届け出が遅れた場合は…

国保の保険税と国保以外の健康保険料が二重でかかってしまいます。既に別の健康保険に加入しているのに国保の保険証を使って受診した場合、国保が負担した医療費を返還していただく必要があります。

職場の健康保険に加入しても、

職場から市役所に国保をやめる届け出は出されません。

任意継続制度と国民健康保険のどちらかを選択できます

職場の健康保険によっては、退職後も在職中と同様に職場の健康保険に加入できる「任意継続制度」があります。

国保の保険税額は、国保に加入する方の前年の所得と世帯の国保加入者の人数を基に算定されるため、状況によっては任意継続制度のほうが有利になる場合があります。

国保の保険税額は市役所で試算できます。任意継続制度の加入要件や掛金などは、在職中に加入していた健康保険の保険者または職場の担当者にご確認ください。

国民健康保険税の軽減措置制度があります

倒産・解雇・雇止めなどの事業主の都合による退職の場合、国民健康保険税が軽減されます。詳しくは、お問い合わせください。

市民生活課 保険年金係 ☎63-51112

